

報告事項

第201500114844号
平成27年10月27日

社会福祉法人 福生会 理事長 様

鳥取県中部総合事務所長

平成27年度児童福祉行政指導監査の実施結果について(通知)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第46条第1項の規定に基づき下記のとおり実施した指導監査の結果、別紙1のとおり改善報告を要する指摘事項が認められました。については、速やかに是正方針を決定され、その状況を平成27年11月27日(金)までに別添「保育所に係る指導監査改善報告書」により報告してください。

また、改善報告を要しない指摘事項については別紙2のとおりですので、適切な措置を講じてください。

なお、改善報告を要する指摘事項及び改善状況報告の内容については、「鳥取県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査に係る情報公開要領(平成15年6月13日福第283号)」第4条に基づき公開することとなりますので御承知ください。

(担当:福祉保健局福祉企画課指導支援担当 川崎 電話0858-23-3128)

記

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1 監査実施事業所 | 賀茂保育園 |
| 2 監査実施日 | 平成27年10月22日(木) |
| 3 場所 | 現地 |
| 4 指導の方法 | 実地監査 |
| 5 監査担当職員 | |
| | 中部総合事務所福祉保健局福祉企画課指導支援担当係長 川崎 義則 |
| | 福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課保育専門員 石上 令子 |

(別紙1) 改善報告を要する指摘事項

(1) 職員による自己評価を行うとともに、園長の個別面談等の機会を設けて適切なアドバイスを行う事により、職員の資質向上や業務の改善につなげてください。

【根拠法令】保育所保育指針第4章2(1)ア

保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

(2) 子どもの健康に関する保健計画を作成してください。

【根拠法令】保育所保育指針第5章1(2)ア

子どもの健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしながら、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

【根拠通知1】「保育所における感染症対策ガイドライン」について(H21.8.17雇児保発0817第2号雇用均等・児童家庭局保育課長通知)3(3)②

染症を防ぐためには、子どもが自分の体や健康に関心を持ち、身体機能を高めていくことが大切です。特に、手洗いやうがい、歯磨き、衣服の調節、バランスのとれた食事、睡眠と休息を十分にとる等の生活習慣が身に付くよう、丁寧に伝え、子ども自らが気付いて行えるよう援助します。子どもの年齢や発達過程に応じた健康教育の計画的な実践が求められます。

また、家庭における規則正しい睡眠と十分な栄養は子どもの成長に不可欠であり、保護者に理解と協力を求めながら、体調管理について保護者に助言する等、決め細やかに対応します。

【根拠通知2】「保育所における感染症対策ガイドライン」について(H21.8.17雇児保発0817第2号雇用均等・児童家庭局保育課長通知)7

保育所における子どもの感染症対策に関する具体的な実践においては、全職員の連携・協力が不可欠です。保育士、看護師、栄養士や調理員等の職種の専門性を生かしながら、保育所全体で保健計画等に基づき見通しを持って取り組んでいくことが求められます。

(3) 平成27年8月17日に調理室のエアコンが故障した事により、現在適切な温度・湿度管理ができなくなっていますので、町と協議の上、早急に修繕・更新等の対策を行ってください。

【根拠法令】鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則別表第4

サービスの提供

1 児童の使用する設備、食器等は、衛生的な管理に努めること。

【根拠通知1】社会福祉施設における衛生管理について（H9.3.31 社援施第65号児童家庭局企画課長等連名通知別紙）Ⅱ5(2)⑤

施設は十分な換気を行い、高温多湿を避けること。調理場は湿度80%以下、温度は25°C以下に保つことが望ましい。

【根拠通知2】児童福祉施設等における衛生管理等について（H16.1.20 承児発第0120001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）(6)

空調設備等により、施設内の適温の確保に努めること。

(4) 保存食は原材料及び調理済み食品を-20°C以下で2週間保存する事になっていますが、現在の冷凍庫は-20°Cに達していません。

2年前に指摘した時から改善されておらず、町の担当課も含め改善意識が希薄であると判断せざるを得ません。

については、町と協議の上、早急に更新等の対策を行ってください。

【根拠通知】社会福祉施設における衛生管理について H9.3.31 社援施第65号児童家庭局企画課長等連名通知別紙Ⅱ5(3)

検食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し、-20°C以下で2週間以上保存すること。

なお、原材料は、特に、洗浄・殺菌灯を行わず、購入した状態で保存すること。

(別紙) 2 改善報告を要しない指摘事項

(1) 調乳室は調乳に必要なもの以外は置かないでください。

【根拠通知】「保育所における感染症対策ガイドライン」について（H21.8.17 払児保発 0817
第2号雇用均等・児童家庭局保育課長通知）4(1)

- 調乳室
 - ・調乳マニュアルの作成と実行
 - ・室内の清掃
 - ・入室時の白衣（エプロン）の着用及び手洗い
 - ・調乳器具の消毒と保管
 - ・ミルクの衛生的な保管と使用開始日の記入

(2) 歯ブラシはふた付きのケースで保管してください。

【根拠通知】「保育所における感染症対策ガイドライン」について（H21.8.17 払児保発 0817
第2号雇用均等・児童家庭局保育課長通知）4(1)

- 保育室
 - ・季節に合わせ適切な室温、湿度の保持と換気
 - ・冷暖房器、加湿器、除湿器等の清掃の定期的な実施
 - ・床、棚、窓、テラスの清掃
 - ・蛇口、水切り籠や排水口の清掃
 - ・歯ブラシの適切な消毒（熱湯、日光、薬液）と保管
 - ・歯ブラシなどの日用品は個人用とし、貸し借りのないようにする。
 - ・遊具等の衛生管理（直接口に触れる乳児の遊具は、その都度湯等で洗い流し干す。また、午前・午後と遊具の交換を行う。その他の遊具は適宜、水（湯）洗いや水（湯）拭きを行う。）

(3) 病気、怪我等により数日登園しなかった子どもの回復状況を日誌に記入してください。

【根拠通知】「保育所における感染症対策ガイドライン」について（H21.8.17 払児保発 0817
第2号雇用均等・児童家庭局保育課長通知）7(1)

子どもの体調の変化や症状等について、的確に記録することが重要です。その際、その日の状態のみを見るのではなく、数日間の症状の変化に着目し、それを感染症の早期発見や病状の把握等に活用していくことが大切です。また、保育所全体のデータとして活用できるよう記録を整理したり、対応や対策について、自己評価することが求められます。さらに、それらを保護者に伝え、子どもの健康管理等について協力を求めたり、嘱託医との連携を図る上で活用することが重要です。

(4) 園児がピアノのふたで指を挟む可能性がありますので、鍵をかける等の対策を実施してください。

【根拠法令】=保育所保育指針 第5章2 (2) ア

保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。

【根拠通知】児童福祉行政指導監査の実施について 別紙1-2 (1) 第2-1 (8)

施設設備は、適正に整備されているか。また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。

- (5) 自動警報装置を使った防犯訓練を年1回は実施し、警察、警備会社、関係機関（町の担当課、近隣の学校等）との協力体制を確認してください。

【根拠法令1】鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）

別表第4（サービスの提供）

- 7 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画が実行できるよう保護者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

【根拠法令2】保育所保育指針 第5章2 (2) イ

災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の進入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

【根拠通知1】児童福祉施設における事故防止について 3

- 3 消防署、警察、病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には、適切な協力体制がとれるよう配慮すること。

【根拠通知2】児童福祉行政指導監査の実施について 別紙1-2 (1) 第2-3イ

防災対策の充実強化

防災対策について、その充実強化に努めているか。

- イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。

【根拠通知3】児童福祉施設等における児童の安全の確保について別添一2

1 日常の安全管理

(施設設備面における安全確保)

- 自動警報装置、防犯監視システム等を設置している場合は、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。

- (6) 乳幼児突然死症候群（SIDS）チェック表は、記録者（観察者）がわかるように記録方法を見直してください。

【根拠法令1】鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）

別表第4、第1（記録の作成及び保存）
職員、設備及び会計に関する帳簿、事故等への対応の項第3号及び第4号の記録並びに利用者の処遇に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。

【根拠法令2】保育所保育指針 第3章2（2）ア

乳児保育に関わる配慮事項

ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病的発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。

【根拠通知】児童福祉行政指導監査の実施について別紙1-2（2）第1-1〔共通事項〕（2）

乳幼児突然死症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。

（7）食物アレルギーの除去指示（依頼）書に期限がある場合は、期限が経過する前に主治医を受診するよう保護者等に要請し、最新の内容を確認するようにしてください。

【根拠通知】保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について（H16.3.29 雇児発第0329001号雇用均等・児童家庭局保育課長通知）別添第6章2(7)

安易に長時間制限を続けるのではなく、家庭との連携のもと、定期的に主治医を受診し、指示を受けるなど、適切に対応する。

（8）食物アレルギー対象の食材を除去した場合は、除去した後の栄養量（代替材料も含む）を計算し、栄養基準に達しているか確認してください。

【根拠通知】保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について（H16.3.29 雇児発第0329001号雇用均等・児童家庭局保育課長通知）別添第6章2(4)

卵、牛乳・乳製品、大豆などのたんぱく質性食品や、小麦粉、米などの炭水化物を除去する場合には、身体発育に必要な栄養素が不足しないように、栄養バランスのとれた食事になるように調整する。

（9）原材料が搬入された場合は、材料ごとに検収（検品）を行い、検収結果を記録するようしてください。

【根拠通知】社会福祉施設における衛生管理について（H9.3.31 社援施第65号児童家庭企画課長等連名通知）別紙II1(3)

原材料の納入に際しては調理従事者等が必ず立合い、検収場で品質、鮮度、品温（納入業者が運搬の際、別添1に従い、適切な温度管理を行っていたかどうかを含む。）、異物の混入等につき、点検を行い、その結果を記録すること。

(10) 平成27年4月以降、保育士の慢性的な人員不足を理由として、8：30～9：15分の間、保育士に早出勤務（時間外勤務）を命じている実態があるようですが、このような取扱いは保育士の処遇面等から不適切であり、職員を補充する等の対策を早急に実施してください。

また、平成27年3月末に処遇面の問題から退職した職員がいたとの事ですので、設置者である町と保育士の処遇改善（給与等を含め）について財政的な支援を含めて協議の上、抜本的な対策を講じてください。

【根拠通知】児発第471号児童家庭局長通知別紙1-2(1)第2-2(3)

職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。

ア 職員の計画的な採用に努めているか。

イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。

(別紙3) 要望事項

(1) 保育記録日誌の「保育実際と反省」の項目は、「保育実際と反省・評価」と改める事により、評価の視点を持って記録するようにしてください。

【根拠法令】保育所保育指針第4章1(2)イ(エ)

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。

(2) 日々の活動は、月案の教育（5領域）の視点を意識して行うと良いと思います。

【根拠法令】保育所保育指針第3章

保育士等が、「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するための視点として、「養護に関わるねらい及び内容」と「教育に関わるねらい及び内容」との両面から示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要である。

ここにいう「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである。また、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」の5領域から構成される。この5領域並びに「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容は、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるものである。

(3) 3歳未満児の個別の指導計画の「ねらい」は、保育記録日誌に個々の変化を記録していくと良いと思います。（1ヶ月を目安に記録してください。）

【根拠法令】保育所保育指針第4章1(3)ア(ア)

指導計画の作成に当たっては、第2章（子どもの発達）、前章（保育の内容）及びその他の関連する章に示された事項を踏まえ、特に次の事項に留意しなければならない。

ア 発達過程に応じた保育

(ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。

平成27年11月19日



鳥取県中部総合事務所長様

保育所名：三朝町立賀茂保育園
代表者職氏名：社会福祉法人 福生会

理事長 谷口 宗弘

印

保育所に係る指導監査改善報告書

改善を要する事項	改善措置	改善措置の内容	今後の改善予定
(1) 自己評価の実施と職員の資質向上及び業務の改善対策について	○	(1) 今回作成した別紙「自己評価表」を全職員に配布し、求められる資質を熟知させた上で、本年度は、2月に実施する。 (2) 次年度以降は法人本部の評価と併せて実施する。	
(2) 子どもの健康に関する保健計画の作成について	○	今回作成した別紙「保健計画」を全職員に配布して、ねらいや内容を共通理解し、計画的な運営に努めていく。	
(3) 調理室のエアコン修繕対策について	○	(1) 別紙「賀茂保育園のエアコン修理に係る協議書」を三朝町役場に提出し、協議会を開催して全面改修をお願いしている。 (2) 別紙三朝町の回答書によると、修理に係る経費を12月議会に提案し、議決を得た上で、年度内に修理完了の予定である。	
(4) 検食保存用冷凍庫の対策について	○	平成27年11月2日、新製品を購入、設置済みで、現在、稼働中である。	

(記入要領)

- この報告書は、実地指導の実施者である中部総合事務所長（以下「所長」という。）より改善を要する事項を指摘された者が作成し、所長が指定する期日までに報告すること。
- 「改善を要する事項」欄は、所長から指摘された改善を要する事項すべてについて記入すること。
- 「改善措置」欄は、改善措置を講じた場合には○を、講じていない場合には×を記入すること。
- 「改善措置の内容」欄は、「改善措置」欄に○を記入した場合にその内容を箇条書きで記入すること。
- 「今後の改善予定」欄については、「改善措置」欄に×を記入した場合に期限を明記して記入すること。